平成２８年（フ）第６７号
宮城県刈田郡蔵王町宮字下原田15番地
債務者　我妻タツ子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第７０号
宮城県柴田郡柴田町北船岡２丁目13番31号２－805号
債務者　小野　律子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１０９号
茨城県日立市多賀町１丁目８番８号、前住所茨城県日立市金沢町２丁目25番９－102号
債務者　梅原　文男
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１１１号
茨城県日立市助川町４丁目25番１－203号
債務者　蛭田　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５４０号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目41番地23
債務者　松本　　翼
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２００号
富山市富岡町519番地
債務者　古河　真琴
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０６号
富山県射水市太閤山４－１　サンコーポラス１－103、住民票上の住所富山市大泉464番地6
債務者　中島　龍彦
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
富山県下新川郡入善町下飯野新341番地
債務者　前田　照雄
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第９５５号
神戸市長田区雲雀ケ丘３丁目２番２－２号、従前の住所大阪市中央区南久宝寺町１丁目５番９－203号
債務者　海老原登代こと　宮垣　登代
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００６号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10　桃山台ハイツ207号
債務者　酒井和子こと　李　　和子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２５号
神戸市垂水区千代が丘２丁目２番３－405号、従前の住所神戸市垂水区千代が丘１丁目１番19－303号
債務者　田中　芳孝
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９号
兵庫県西宮市津田町５番10－210号
債務者　仁木亜紀代
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８１８号
広島市安佐南区川内１丁目５番４号　102
債務者　斉藤　元浩
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５６号
長崎県長崎市高尾町６番38号
債務者　浦岡　正敏
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
長崎県長崎市愛宕１丁目１番４号
債務者　松尾　翔太
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
大分県豊後大野市犬飼町久原1042番地　市営久原住宅Ｂ－206号
債務者　山﨑　良隆
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５９号
北海道苫小牧市明徳町１丁目21番７号　クレッシェンドＢ棟201
債務者　小田　陽介
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部